

令和5年3月23日（木）付けで資料提供した
御朱印の頒布を終了しました。

令和5年4月17日
栗林公園観光事務所 宮本
電話 087-833-7411



特別名勝 栗林公園 情報

栗林公園の御朱印の頒布終了について

令和5年3月25日より頒布を行っていた栗林公園の御朱印（裏面「令和5年3月23日付報道発表」参照）について、令和5年4月16日に頒布が終了いたしましたので、お知らせいたします。

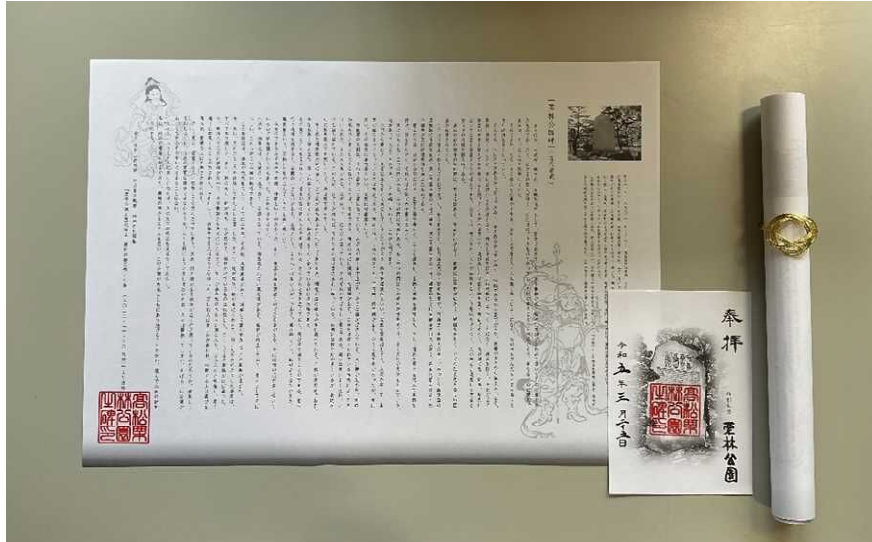


特別名勝 栗林公園 情報

令和5年3月23日
栗林公園観光事務所
谷久・櫛田
TEL 087-833-7411

「特別名勝」指定70周年記念事業

この度、栗林公園碑上部に刻まれている太政大臣三条実美書の篆額で御朱印を作成いたしました。栗林公園碑文全文現代語訳(奉書紙)と併せて頒布いたします。



令和5年3月25日より、栗林公園 東門券売所で1セット1,000円で頒布

栗林公園碑文(現代語訳)(抜粋、原文は漢文)

「・・・誰もが春や秋の良き日に園に入り、ぶらぶらと散策し、思う通りに遊覧することが許された。それにより、仕事をする人は安らぎを得られ、苦しむ人は楽しみが得られ、心配する人は喜びを得られ、憂鬱な人は気楽さが得られる。・・・(中略)・・・遊覧して楽しむことも治政の重要な部分ではなかろうか。人々と同じように楽しまなければ、人々は離散してしまい、すばらしい公園があっても世の中が平和に治まることはない。しかし、人々とともに楽しむならば、周の文王の政治も及ばないであろう。・・・(中略)・・・政治の理論も理由があり、興廃の時があることを思い、この公園が天地とともにあり続けることを祝い、謹んで公園の記をしたためる。」(平井二郎監修 村井眞明執筆 田中哲也編集 「栗林公園と歴代藩主—瀬戸の都に咲いた華—(2022.11.30 発行)」より抜粋)

栗林公園は、明治8(1875)年3月16日に公園として一般公開され、以来県立公園として県が管理し今日に至っています。県立公園となったことを記念し、高さ約4.5m 幅約2.4m 重さ約7.5トンの大きな石碑「栗林公園碑」が建立されました。幕末の儒官であった山田梅村(1816-1881)が、栗林公園の趣旨、沿革、景観などを書き表した碑文です。明治11(1878)年に竣工し、明治13(1880)年に東門入口に建てられましたが、北庭の改修にあたり、大正4(1915)年に北門に移設されました。